

巻末資料

I SDGsとの関係

本計画に掲げる施策体系と持続可能な開発目標（SDGs*）との関係は以下のとおりです。

		1 貧困をなくそう	2 気候をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
計画全体			○	○	○		○
緩和策	脱炭素型のまちの構造をつくる						
	脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める						
	環境にやさしい交通への転換を進める						
	持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める						
	脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す				○		
	地域経済と環境の好循環を生み出す						
適応策	気候変動*が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する		○				○
	自然災害による被害を最小限に抑える						
	健康に与える影響を把握し軽減する			○			
	事業活動・生活環境におけるリスクに備える						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>

第3章のとおり、温室効果ガス*の削減目標（中期目標）は、部門・分野別に削減量を試算して設定しています。この削減量は国の「地球温暖化対策計画」に基づく施策の本市における削減量と、「温室効果ガス削減アクションプログラム」等の本市の独自施策による削減量をそれぞれ計算して積み上げることで算出しています。

〈国の進める施策による削減量〉⇒242万トン

国の「地球温暖化対策計画」において、分野・部門別に示されている国全体の削減量を、人口や製造品出荷額等の関連する指標をもとに本市分に案分して算出しています。

〈本市独自の施策による削減量〉⇒ 103万トン

○「温室効果ガス削減アクションプログラム」による削減量⇒44万トン

○国が進める施策への上積み⇒ 59万トン

各種補助制度やせんだい E-Action 等の本市独自の施策により、削減量を上積みしています。

〈森林等による吸収量〉⇒ 10万トン

表6-1 国の施策に加え本市独自の施策を実施した場合の温室効果ガス削減量 [万t-CO₂]

部門・分野	基準年度 排出量 (2013年度)	現状すう勢 排出量 (2030年度)	削減量		目標排出量 (基準年度比削減率)
			国の施策に よるもの	本市独自の 施策に よるもの	
エネルギー 転換	105	107	0	12	95 (▲10%)
産業	159	120	43	20	56 (▲64%)
業務	223	166	85	27	53 (▲76%)
運輸	205	193	36	23	134 (▲35%)
家庭	196	157	72	18	67 (▲66%)
その他の 分野	22	24	6	3	15 (▲34%)
小計	911	766	242	103	421 (▲54%)
森林等による吸収量					▲10
上段：排出量					412
下段：削減率					(▲55%)

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります

〈部門別の主な削減見込量〉

各部門の主な取り組みによる 2030 年度温室効果ガス*削減見込量は次のとおりであり、その推進にあたっては行政のみならず市民・事業者と連携・協力して取り組みを進めていくことが必要です。

1. エネルギー転換部門における主な削減見込量

対策名	2030 年度時点の考え方	削減見込量 [万t-CO ₂]
仙台市温室効果ガス削減アクションプログラムの推進	事業者において、毎年度 1%以上の省エネを実施	10
省エネ・再エネ施策等の更なる推進	本市独自の施策により省エネ・再エネを推進	2

2. 産業部門における主な削減見込量

対策名	2030 年度時点の考え方	削減見込量 [万t-CO ₂]
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備の平均性能が約 30%向上 ・ 産業ヒートポンプの導入設備容量が約 150 倍に増加 ・ 産業用照明の導入台数が約 6 倍に増加 ・ 低炭素工業炉の導入基数が約 2 倍に増加 ・ 高効率モータ・インバータの導入台数が約 1,700 倍に増加 ・ 高性能ボイラーの導入台数が約 3 倍に増加 ・ コージェネレーション（熱電併給）システム*の導入容量が約 30%増加 等 （各数値は 2013 年度比） 	12.1
ガスへの燃料転換の推進	燃料転換により毎年約 380 t-CO ₂ の削減	0.7
仙台市温室効果ガス削減アクションプログラムの推進	事業者において、毎年度 1%以上の省エネを実施	14.0
再生可能エネルギー電気の利用拡大	電源構成における再生可能エネルギーの比率が 36~38%	29.3
省エネ・再エネ施策等の更なる推進	本市独自の施策により省エネ・再エネを推進	6.0

3. 業務部門における主な削減見込量

対策名	2030年度時点の考え方	削減見込量 [万t-CO ₂]
建築物の省エネルギー化 (新築)	全ての中・大規模の新築建築物が ZEB*基準 に適合	8.5
	新築建築物の約3割が ZEB Ready 以上の省エ ネ性能に適合	1.0
建築物の省エネルギー化 (改修)	省エネ基準に適合する建築物の割合が 57 % (2013年度: 24 %)	3.0
高効率な省エネルギー機 器の普及	機器の導入台数が増加 ・ヒートポンプ給湯器: 約5倍 ・エコジョーズ: 約7倍 ・高効率照明: 約6倍 (各数値は 2013年度比)	7.8
省エネタイプ LED 照明の 普及促進	省エネタイプ LED 照明の普及率が 25 %	0.2
トップランナー制度等 による機器の省エネルギー 性能向上	機器のエネルギー消費効率が改善 ・プリンター: 35.1 % ・サーバー: 42.5 % ・冷凍冷蔵庫: 19.9 % ・自動販売機: 47.8 % 等 (各数値は 2012年度比)	9.5
BEMS の活用、省エネルギ ー診断等を通じた徹底的 なエネルギー管理の実施	普及率が 40 ポイント上昇 (2013年度比)	6.5
ウォームビズ・クールビ ズの促進	実施率が 100 %	0.2
仙台市温室効果ガス削減 アクションプログラムの 推進	事業者において、毎年度 1 % 以上の省エネを 実施	15.0
再生可能エネルギー電気 の利用拡大	電源構成における再生可能エネルギーの比率 が 36~38 %	50.0
省エネ・再エネ施策等の 更なる推進	本市独自の施策により省エネ・再エネを推進	11.0

4. 運輸部門における主な削減見込量

対策名	2030年度時点の考え方	削減見込量 [万t-CO ₂]
次世代自動車*の普及、燃費改善等	新車販売台数に占める次世代自動車の割合が50～70%(2013年度:23%)	20.9
EV・FCVの導入促進	新車販売台数に占める電気自動車・燃料電池自動車の割合が40%(2021年度:1.2%)	5.9
LED道路照明の整備促進	国道のLED道路照明灯数が約4倍に増加(2013年度比)	0.1
公共交通機関及び自転車の利用促進	自家用交通から公共交通への乗換輸送量が走行距離で約4倍に増加(2013年度比)	1.5
	通勤目的自転車分担率が20%(2015年度:15%)	
トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	共同輸配送等に資する大型トレーラーの保有台数が約2倍に増加等(2013年度比)	3.7
宅配便再配達削減促進	再配達率を7.5%まで低下(2020年度:9.95%)	0.01
エコドライブの実施	乗用車におけるエコドライブの実施率が67%(2013年度:6%)	5.8
	自家用貨物車におけるエコドライブの実施率が60%(2013年度:9%)	
	エコドライブ関連機器の普及台数が約1.7倍に増加(2013年度比)	
カーシェア・レンタカーの利用促進	カーシェア・レンタカーの実施率が20%(2021年度:0.23%)	7.2
仙台市温室効果ガス削減アクションプログラムの推進	事業者において、毎年度1%以上の省エネを実施	5.0
再生可能エネルギー電気の利用拡大	電源構成における再生可能エネルギーの比率が36～38%	2.0
省エネ・再エネ施策等の更なる推進	本市独自の施策により省エネ・再エネを推進	5.0

5. 家庭部門における主な削減見込量

対策名	2030年度時点の考え方	削減見込量 [万t-CO ₂]
新築住宅の省エネルギー化	全ての新築住宅が ZEH* 基準に適合	5.5
既存住宅の省エネルギー化	省エネ基準に適合する住宅ストックの割合が 30 % (2013 年度 : 6 %)	2.0
高効率な省エネルギー機器の普及	機器の導入台数が増加 ・ヒートポンプ給湯器 : 約 4 倍 ・エコジョーズ : 約 7 倍 ・高効率照明 : 約 8 倍 等 (各数値は 2013 年度比)	12.8
省エネタイプ LED 照明の普及促進	省エネタイプ LED 照明の普及率が 25 %	0.2
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	機器のエネルギー消費効率が改善 ・エアコン : 23.1 % ・ガスストーブ : 2.9 % ・石油ストーブ : 0.8 % ・テレビ : 55.2 % ・電気冷蔵庫 : 40.1 % 等 (各数値は 2012 年度比)	4.0
電気・ガスへのエネルギー転換の促進	電化・ガス化世帯の割合が 71 % (2021 年度 : 56 %)	8.4
HEMS・スマートメーター等を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	HEMS の導入世帯数が約 235 倍に増加 (2013 年度比)	5.0
ウォームビズ・クールビズの実施	実施率が 100 %	0.4
再生可能エネルギー電気の利用拡大	電源構成における再生可能エネルギーの比率が 36~38 %	42.2
省エネ・再エネ施策等の更なる推進	本市独自の施策により省エネ・再エネを推進	9.0

6. その他の分野における主な削減見込量

対策名	2030年度時点の考え方	削減見込量 [万t-CO ₂]
ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	ノンフロン・低GWP型指定製品の導入・普及率が14倍に増加等 (2013年度比)	4.5
家庭における食品ロス*の削減	家庭からの食品ロス発生量を72%削減 (2013年度比)	0.3
一般廃棄物の排出削減	家庭ごみ*に占める資源物の割合が30%等 (2022年度:41.9%)	2.0
省エネ・再エネ施策等の更なる推進	本市独自の施策により省エネ・再エネを推進	1.0

(1) 市民・事業者の脱炭素行動の指針

脱炭素都市の実現に向けては、行政が施策を推進するだけでなく、市民や事業者が脱炭素を「自分ごと」として捉え、自ら取り組みを進めることが重要です。このため、ここでは、日常生活や事業活動の中で取り組むことが望ましい「脱炭素行動の指針」を示します。

この指針をもとに、市民・事業者が、自ら積極的に脱炭素都市づくりに取り組んでいくことが期待されます。

① 市民に期待される行動の指針

ア 家庭内

- ・ 照明や家電製品をつけっぱなしにせず、こまめにスイッチをオフにする。
- ・ 家電製品を長時間使用しないときは、プラグを抜く。
- ・ テレビの画面は部屋の明るさに合わせて、必要な分の明るさに設定する。
- ・ 衣類を工夫して、冷暖房の設定温度を控えめにする。
- ・ エアコンのフィルターをこまめに清掃する。
- ・ 冷蔵庫はものを詰め込みすぎず、庫内の設定温度を季節に応じて調節する。
- ・ お風呂はお湯が冷めないうちに間隔をあけずに入る。シャワーを流しっぱなしにしない。
- ・ トイレは、暖房便座の温度を低めに設定し、使わないときはフタを閉める。
- ・ 宅配便は、日時指定や置き配、宅配ボックス等の利用により、できるだけ1回で受け取る。
- ・ プラスチックをはじめ、ごみの分別を徹底し、リサイクルに努める。
- ・ 食品を無駄なく使う、食べ残しや作りすぎに注意するなど、食品ロス*削減に努める。
- ・ リサイクルショップやフリーマーケット、スマートフォンのアプリ等を活用して、ものを再利用する。
- ・ 資源の循環利用にもつながる、サブスクリプションサービス*等を利用する。

イ 住宅の建築・リフォーム時など

- ・ 住宅を建築又は改修する際は、仙台市の断熱基準等を参考にし、高断熱・高気密住宅やZEH*となるよう努める。
- ・ 複層ガラスや樹脂製サッシの導入、内窓の設置等により、住宅の開口部の断熱性能を高める。
- ・ 太陽光発電・太陽熱利用設備等の再生可能エネルギーの利用や、蓄電池の設置に努める。
- ・ 再生可能エネルギーの比率が高い電気の購入に努める。

- ・家電製品等は、統一省エネラベルを参考にしながら、できるだけ省エネ性能の高いものを選ぶ。
- ・照明をLEDに切り替える。
- ・自動車を購入する際は、次世代自動車*などの環境にやさしい車を選ぶ。
- ・窓から暖房の熱が逃げる（夏に外からの熱が入ってくる）のを防ぐため、厚手で丈の長いカーテンを利用したり、窓に断熱（遮熱）シート・フィルムを貼る。
- ・庭やベランダに緑のカーテン*や日よけを設置したり、窓にすだれをかける。

ウ 外出先・移動時

- ・買い物の際は、マイバッグなどを持参する。また、使い捨てのスプーンやフォーク等をもらわない。
- ・マイボトルを活用するなど、ペットボトル等の使い捨て容器の利用を控える。
- ・ものを購入する場合は、必要な分だけを購入する。また、衣類や家具などは、できるだけ長く使えるものを選ぶ。
- ・環境ラベル*がついた商品や、環境にやさしい原材料を使用した製品を選ぶ。
- ・食料品は、地元産や旬のものを選ぶ。
- ・購入してすぐに食べるものは、商品棚の手前にある商品から選ぶ「てまえどり」を行う。
- ・外食時には、食べ残しをしないよう、食べ切れる量を注文する。
- ・自家用車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。
- ・自動車を運転する際は、急発進や急加速をしないなどエコドライブを心掛ける。

エ 環境学習など

- ・地球温暖化について関心を持ち、積極的に学ぶ。
- ・地球温暖化に関する講座やイベントに参加する。
- ・地域の清掃や植林など環境に関する活動に参加するとともに、地球温暖化防止のために活動する団体等への支援に努める。
- ・学んだ知識や経験を活かして自ら環境課題に気づき、課題解決に向けて主体的に行動するよう心掛ける。

「せんだい環境 Web サイトたまきさん」では
3E*（省エネ・創エネ・蓄エネ）につながる生活のヒントを公開しています。
右の二次元コードや以下のアドレスからご覧ください。

<https://www.tamaki3.jp/e-action/hint/>



② 事業者に期待される行動の指針

ア 事業所内

- ・従業員一人ひとりが、脱炭素への取り組みがコスト削減等にもつながることを認識し、省エネやごみの分別を徹底するなど、環境にやさしい行動を実践する。
- ・クールビズ・ウォームビズの取り組みを進めるとともに、エネルギー消費量の「見える化」を図るなど、従業員の省エネ意識を高める。
- ・デジタル化の推進により、業務の効率化を図り、エネルギー消費量の削減に努める。
- ・ICT*を活用し、会議資料や事務手続き等におけるペーパーレス化を進める。
- ・休み時間の消灯や照明の間引き等により電力消費量の削減に努める。

イ 事業所の建設時など

- ・建築物の新築・改修時等には、再生可能エネルギーの利用や断熱性能の向上、屋上・壁面の緑化、木材等の再生可能な資源の活用等により、ZEB*やグリーンビルディング*等の環境に配慮した建築物とする。
- ・LED照明や高効率空調設備・給湯機等のエネルギー効率が高く、環境負荷の小さい設備・機器を導入するとともに、人感センサーやエネルギーマネジメントシステム*の導入等により、効率的な運用に努める。
- ・RE100*の取り組みなど、使用する電力について再生可能エネルギーの割合を高める。
- ・電気自動車等の次世代自動車*を導入するとともに、カーシェアを利用するなど車両台数の削減に努める。

ウ 交通利用時や運送・配送時

- ・テレワークやウェブ会議を活用するとともに、移動の際には、自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。
- ・自動車を運転する際は、急発進や急加速をしない、不要な荷物は積まず積載重量を軽減するなどエコドライブを心掛け、燃料使用量の削減に努める。
- ・原料輸送や商品配送において、複数企業によるトラック等の共同利用やモーダルシフト*を推進するとともに、繰り返し利用できるパレットや輸送ケース等を利用する。
- ・情報通信技術を活用し、配送ルート最適化に努める。

エ 商品・サービスの製造・販売時など

- ・温室効果ガス*の排出が少ない、再生可能な材料を使用するなど、可能な限り環境負荷が小さい商品やサービスを提供する。
- ・原材料の調達や商品購入に際しては、調達先の環境への影響を含め、環境負荷の小さいものを選択する。また、地産地消を推進するため、地元産の農作物や木材、水産品等を使用する。

- ・ 製品の包装やサービス等に使われる使い捨てプラスチックを削減するよう努める。
- ・ 在庫数量の適正化や管理の徹底により、原材料や商品のロスを削減する。
- ・ 環境ラベル*やカーボンフットプリント*等により、商品の環境性能の「見える化」に取り組み、消費者への環境情報の提供に努める。
- ・ 様々な状況下においても社会全体で脱炭素への取り組みが推進されるよう、新たな技術や製品等の開発に努めるとともに、脱炭素を重視した金融商品やサービスの提供等を行う。

オ 脱炭素の視点を取り入れた経営など

- ・ 事業活動に伴う温室効果ガス*排出量について、自社内の直接的な排出量及び電力などのエネルギー調達に伴う間接的な排出量に加え、原料調達や輸送、消費、廃棄等を含むサプライチェーン*全体の排出量を把握するよう努める。
- ・ 事業活動による地球温暖化への影響や、脱炭素への取り組みによるメリット等を十分に認識し、環境を重視した経営を推進するとともに、従業員への環境配慮行動の浸透を図る。
- ・ 「温室効果ガス削減アクションプログラム」への参加等を通じて、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進する。
- ・ 環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報を積極的に公表するなど、環境コミュニケーション*を推進する。
- ・ 他の事業者との取引等においても、脱炭素に取り組む事業者を優先するなど、取引先等の関係者を含めた事業活動全体での脱炭素への取り組みを推進する。
- ・ 環境への取り組みが、投資家の重要な価値基準となっていることを認識し、経営上の重要課題に位置付けるとともに、SBT*等の脱炭素経営に関する認証の積極的な取得や取り組みの公表等を通じ、ESG投資*などの資金獲得を目指す。

(2) 市の率先行動の推進

市役所は行政機関であると同時に大規模な事業者・消費者として地域に大きな影響を及ぼす立場にあることから、その社会的責任を果たすとともに、市民や事業者の取り組みを先導するため、率先して環境配慮行動に取り組むことが求められます。

このことから、本市独自の環境マネジメントシステム*である「仙台市環境行動計画」に基づき、公共施設等において再生可能エネルギーやLED照明等の導入を進めるとともに、業務の効率化やデジタル化の推進、職員の省エネ行動の徹底を図り、温室効果ガス*の排出削減に努めます。また、ごみの分別徹底やICT*を活用したペーパーレス化など、ごみの減量・リサイクル推進に向けた取り組みを進めるほか、環境にやさしい製品やサービスを優先するグリーン購入*の取り組みを推進します。「仙台市環境行動計画」の運用状況等については、定期的に外部監査委員による環境監査を実施し、計画に定める事項が適切に実施されていることを確認するとともに、指摘のあった事項等について改善を図ることにより、取り組みの実効性を高めます。こうした環境配慮の取り組み状況や、本市の業務に伴う温室効果ガスや廃棄物の排出量等の実績については、「仙台市環境報告書」としてとりまとめ、ホームページで公表します。

また、令和10年度に供用開始予定の新本庁舎や、今後建替えが予定される区役所の庁舎等については、ZEB*化を目指した取り組みやグリーンインフラ*の導入など、杜の都にふさわしい庁舎を実現します。

区分	施策体系	項目	把握の方法	頻度
緩和策	脱炭素型のまちの構造をつくる	みどりの総量（緑被率*）	航空写真により市域における緑被率（樹林地、草地、農耕地、水面に覆われた土地の面積割合）を把握	1回/5年
		建築敷地内での樹木植栽本数	「杜の都の環境をつくる条例」に基づき届出された緑化計画から集計	毎年
		都市公園面積	都市公園の面積を集計	毎年
		森林の間伐面積	森林法に基づく届出書から集計	毎年
	脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める	家庭向け省エネ等支援制度利用件数	利用件数を集計	毎年
		事業者向け省エネ等支援制度利用件数	利用件数を集計	毎年
		住宅において一定の省エネルギー設備等を導入している件数	国の統計資料から集計	1回/5年
	環境にやさしい交通への転換を進める	地下鉄、バス利用者数	利用者数を集計	毎年
		コミュニティサイクル*利用回数	利用回数を集計	毎年
		次世代自動車*補助制度利用件数	利用件数を集計	毎年
	持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める	ごみ総量	市が処理した生活ごみ*と事業ごみ*を集計	毎年
		1人1日当たりの家庭ごみ*排出量	家庭ごみ総量から算定	毎年
		家庭系食品ロス*量	家庭ごみの中に含まれる手付かず食品や食べ残し等のまだ食べることができる食品の割合から推計	毎年
		廃棄物分野における温室効果ガス*排出量	焼却・埋立処分量等から推計	毎年
	脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す	イベント・講座等参加者数	参加者数を集計	毎年
		環境配慮制度認定事業者数	「仙台市環境配慮事業者（エコにこマイスター）」として認定された事業者数を集計	毎年

区分	施策体系	項目	把握の方法	頻度
緩和策	地域経済と環境の好循環を生み出す	温室効果ガス削減アクションプログラム実績	「地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく事業者温室効果ガス削減報告書の実績値を集計	毎年
		脱炭素経営への取り組み事業者数	「地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく事業者温室効果ガス削減計画書から集計	毎年
		分散型エネルギー*創出・次世代エネルギー研究開発等取り組み件数	取り組み件数を集計	毎年
適応策	気候変動*が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する	農作物の高温対策や病害虫等に関する情報提供の実施回数	本市による情報提供の実施回数を集計	毎年
		生物多様性*普及啓発イベント参加者数	参加者数を集計	毎年
	自然災害による被害を最小限に抑える	雨水排水施設整備率	雨水排水施設の整備予定面積のうち整備が完了した面積割合を算定	毎年
		雨水総流出抑制量	雨水浸透ます等の設置により施設外への流出が抑制された雨水量を推計	毎年
		要配慮者利用施設の避難確保計画作成数	避難確保計画の届出数を集計	毎年
	健康に与える影響を把握し軽減する	イベント等における啓発実施回数	啓発実施回数を集計	毎年
		気象警報等の発令回数	気象警報等の発令回数を集計	毎年
	事業活動・生活環境におけるリスクに備える	市街地のみどりの総量	航空写真により市街地における緑被率*（樹林地、草地、農耕地、水面に覆われた土地の面積割合）を把握	1回/5年
		市街化区域内の民有地緑化面積	「杜の都の環境をつくる条例」に基づき届出された緑化計画から集計	毎年
		打ち水等のイベント参加者数	参加者数を集計	毎年
気候変動適応の認識度		環境に関する市民意識調査等により把握	1回/5年	

あ

**あめにお
雨庭**

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地。レインガーデンとも呼ばれる。

営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取り組み。

エコマーク

商品の生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマーク。

エネルギー起源二酸化炭素

温室効果ガスの一つである二酸化炭素のうち、石油や石炭、ガソリン等の化石燃料を燃焼させるなど、エネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素。一方、ごみの焼却などに伴って排出される二酸化炭素を、非エネルギー起源二酸化炭素と言う。

エネルギーマネジメントシステム

家庭・ビル・工場等において、エネルギー使用状況の見える化や機器の最適制御等を行うことにより、エネルギー利用を効率化するシステム。システムを導入する対象により、HEMS（家庭）・BEMS（ビル）・FEMS（工場）等と呼ばれる。

汚濁負荷量

河川等の水域に排出される有機物や窒素、リン等の水質汚濁物質の総量。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーを熱として吸収し、地表や大気を暖める働きをする気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等があり、産業革命以降、人の活動により温室効果ガス濃度が上昇したことが、地球温暖化の原因の一つとされている。

か

カーボン・オフセット

日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出について、できるだけ排出量が減るよう削減努力を行ったうえで、どうしても排出される温室効果ガスについては、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により埋め合わせするという考え方。

カーボンフットプリント

商品等が原材料の調達から廃棄・リサイクルに至るまで工程全体を通して排出される温室効果ガスの排出量について、商品等に分かりやすく表示すること。

仮想発電所（VPP：Virtual Power Plant）

自治体や企業などの発電設備や蓄電池のような、複数の設備から生み出されるエネルギーをまとめて制御・管理する仕組み。地域の全体の電力需給バランスの調整や、再生エネルギーの普及促進といった効果が期待されている。

家庭ごみ

家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類、プラスチック資源、紙類、剪定枝及び粗大ごみ以外のごみのこと。収集後は焼却処理される。

環境アセスメント（環境影響評価）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等について、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して地域住民や行政等からの意見を聴きながら、環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す手続き。

環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康や生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準。

環境コミュニケーション

事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷や環境保全に関する情報について公表するとともに、地域住民等から意見を聴くなどにより、事業者と地域住民等が相互理解に努めること。

環境マネジメントシステム

事業者が、自らの事業活動において環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組み、点検・評価を行い、見直すという手順を繰り返すことにより、継続的に環境配慮を進めていく仕組み。

環境ラベル

環境に配慮された製品やサービスにつけられる表示の総称。環境に配慮された製品等として第三者が認証するエコマークや、古紙の配合率を示す再生紙使用マーク等がある。

緩和策

地球温暖化の原因の一つとなる温室効果ガスの排出を削減し、吸収源を確保するために行う対策のこと。省エネの取り組みや再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素吸収源となる森林の整備等が挙げられる。

気候変動

大気平均状態である気候が変化すること。その要因は人為的な要因（温室効果ガスの増加、森林破壊など）のほか自然的要因（地球自転軸の傾きの変動、太陽活動の変化、火山噴火など）もある。

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

危険な暑さから避難できる場所として市町村長が指定した施設のこと。熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の発表期間中、一般に開放される。

グラスゴー気候合意

令和3年（2021年）に英国・グラスゴーで開催されたCOP26の成果文書。2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度以内に抑える努力を追求していくこと等が盛り込まれた。

グリーンインフラ

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成や雨水の貯留・浸透、ヒートアイランド現象の緩和など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取り組み）。

グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境のことを考えて環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入すること。

グリーンビルディング

エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物等の大気汚染物質が、太陽光の紫外線の働きにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。高濃度になると、目やのど等の粘膜に影響を及ぼすおそれがある。

洪水・内水氾濫

水害の種類。洪水は河川が氾濫する水害を指し、内水氾濫は雨水を排水しきれず、市街地を流れる排水路や下水道などから水が溢れる水害を指す。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ管で流す下水道。下水道管の能力を超えた大雨が降ると、雨で希釈された汚水の一部が河川等に放流される仕組みとなっている。

コージェネレーション（熱電併給）システム

発電の仕組みの一つ。「Co（共同、共通）」と「Generation（発生）」を組み合わせた用語で、燃料を燃やして発電を行うと同時に、その排熱を暖房や給湯にも利用することにより、熱効率を高める仕組み。

固定価格買取制度（FIT）

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力事業者が一定の期間・価格で買い取ることを義務付けた制度。電力事業者が買い取る費用の一部は、電気利用者から賦課金という形で徴収される。

コミュニティサイクル

一定のエリア内に複数の自転車貸出拠点を設置し、利用者がどの拠点でも自転車を借りたり返したりできる自転車利用の仕組み。

さ

雑がみ

古紙のうち、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外のお菓子やティッシュの箱、はがき、包装紙等資源化可能な紙類のこと。

サブスクリプションサービス

商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に対して料金を支払うサービスのこと。

サプライチェーン

製品やサービスに注目した、原料調達・製造・物流・販売・廃棄に至るまでの一連の工程のこと。一つの企業における事業活動の流れを指すバリューチェーンとは異なり、製品やサービスにまつわる調達先や取引先までを含めた全体の流れを示している。

事業ごみ

本市では、オフィスや商店等の事業活動に伴い発生する産業廃棄物以外の廃棄物のことを言う。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業者自らの責任において事業ごみ及び産業廃棄物を適正に処理することとされている。

次世代自動車

国の「地球温暖化対策計画」では、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等としている。

循環型社会

無駄なものを購入せず、ものを繰り返し大切に使用する等により、廃棄物の発生を抑制し、廃棄されたものは可能な限りリサイクルすることで、天然資源の消費が抑制され、環境負荷低減につながる社会のこと。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源投入量・消費量を抑えつつ、限りある資源を効率的に循環させ、環境負荷を低減しながら持続可能な社会をつくるとともに経済的な成長も目指す経済の仕組みのこと。

食品ロス

食べ残しや売れ残り、消費期限切れの食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

水源涵養^{かんよう}

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留することにより、河川へ流れ込む水の量を調整し洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

生活ごみ

本市では、一般廃棄物のうち事業ごみ以外をいう。家庭から排出される、「家庭ごみ」、「プラスチック資源」、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」、「紙類」、「剪定枝」、「粗大ごみ」及び「臨時ごみ」等の総称のこと。

生態系サービス

人間が生活を維持していくために生態系がもたらす恵みのこと。基盤サービス（酸素の供給、水や栄養塩の循環など）、供給サービス（食べ物、木材、医薬品など）、文化的サービス（地域性豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統など）、調整サービス（津波、山地災害、土壌流出の軽減など）の4つの機能に分類される。

生物多様性

森林や河川、海辺などの多様な自然の中で、多くの種類の生きものが互いにつながり、かかわり合いながら生きていること。

せんだいスマート

市民の方に公共交通の利用方法や利便性、利点等を知ってもらうことで自発的に車やバイクから公共交通や自転車などに転換してもらうための取り組み。

た

脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量について、排出削減と吸収源確保の取り組みにより、実質的にゼロ（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）を達成した社会。

脱炭素先行地域

令和12年度（2030年度）までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現するなど、脱炭素ドミノの起点となる地域として、国が選定するもの。本市は令和5年（2023年）11月に、定禅寺通エリア、泉パークタウンエリア、東部沿岸エリアの一部を対象とした事業計画が選定された。

タラノア対話

「タラノア」とは、COP23の議長国フィジーの言葉で、「包摂的、参加型、透明な対話プロセス」を意味する。パリ協定で示された2℃目標を達成するために、世界全体の温室効果ガス排出削減の取り組み状況を確認し、目標達成に向けた取り組み意欲の向上を目指すもの。

超過死亡

直接・間接を問わずある疾患により過去の同時期における死亡者数からどの程度増加したかを示す指標。

適応策

既に起こりつつある又はこれから起こりうる気候変動による影響にあらかじめ備え、被害の防止や軽減を図るための対策のこと。農作物の高温対策、水害・土砂災害対策、熱中症・感染症対策等が挙げられる。

デコ活

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしを創る国民運動の愛称で、二酸化炭素を減らす(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた言葉。

電動車

国の「地球温暖化対策計画」では、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車としている。

な

二酸化炭素 (CO₂)

動物の呼吸や、石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴って発生する気体で、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つ。

熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)

広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表される情報。都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数35以上となる時などに発表される。

は

バイオガス

バイオ燃料の一種で、有機質肥料、生分解性物質、汚泥などの発酵等により発生するガス。主な成分はメタンガス。

バイオプラスチック

トウモロコシやサトウキビなどのバイオマス資源を原料とする「バイオマスプラスチック」と、微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の総称。バイオマスプラスチックは、石油を原料としないプラスチックであるのに対し、生分解性プラスチックは、最終的には微生物の働きにより分解し、水と二酸化炭素になるもので、バイオマス資源からつくられるものと、石油から製造されるものがある。

バイオマス

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio (生物)」と「Mass (量)」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴がある。

ハザードマップ

自然災害に対する防災や減災のため、被災想定区域や避難経路、避難場所等の防災関係施設の位置などを表示した地図。

パリ協定

平成27年(2015年)に「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された温室効果ガス排出削減等のための国際枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑える(2℃目標)とともに、1.5℃未満に抑える努力を継続すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)とすること等が盛り込まれている。

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

国のパリ協定に基づく長期戦略として、令和元年(2019年)6月に閣議決定され、今世紀のできるだけ早期に脱炭素社会を目指すとともに、その達成に向けて、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた環境と成長の好循環の実現を目指すことなどが掲げられた。

バリューチェーン

一つの企業が行う、原料調達や製造・物流・販売といった付加価値を生み出す一連の事業活動の流れのこと。

ピークカット

電力需要がピークになる時間帯における電力消費を抑えること。電力消費を平準化することにより、エネルギー利用の効率化やコスト削減が図られる。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象。都市部においてエアコンや自動車等からの人工的な排熱の増加や、緑地の減少、コンクリート舗装等による地表面からの水分蒸発の減少等により、引き起こされる。

フードドライブ

家庭等にある未使用の缶詰やレトルト食品など保存可能な賞味期限内の食品を持ち寄り、フードバンク団体等に寄付する活動のこと。

フロン類

炭化水素に塩素やフッ素などが結合した化合物。燃えにくく、液化しやすいなどの利点があり、エアコンや冷蔵庫の冷媒等に使われてきたが、オゾン層破壊物質や温室効果ガスであることが判明したため、現在は様々な条約や法律によって大幅に使用が規制されている。

分散型エネルギー

従来の大規模な発電所等に対して、比較的小規模で、かつ様々な地域に分散して設置されたエネルギー供給源。非常時におけるエネルギー供給の確保や、需要地での地産地消により送電ロスが少なく効率的なエネルギー利用が可能といった利点がある。

ポータルサイト

インターネットにアクセスする時に入口となるページや、特定のテーマ（例えば環境）に関する情報や関連ページへのリンク等を集めた規模の大きなページのこと。

ま

マテリアルリサイクル

廃棄物を、新たな製品の材料もしくは原料へ再利用すること。「材料リサイクル」とも言う。リサイクルには、このほか、化学的に処理して、製品の化学原料等に再利用する「ケミカルリサイクル」、廃棄物を燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用する「サーマルリサイクル」がある。

緑のカーテン

窓の外でアサガオやヘチマ等のつる植物を育て、カーテンのようにしたもの。葉が直射日光をさえぎり、葉から発生する水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏の室内温度の上昇を抑えることができる。グリーンカーテンとも呼ばれる。

緑のネットワーク

生きものの生息地をつなぎ、動物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地等。「緑の回廊」とも呼ばれる。

モーダルシフト

二酸化炭素排出量の削減のため、トラック等の自動車による貨物輸送から、鉄道や海運等の大量輸送方法に変更すること。

モビリティ・マネジメント

地域の交通手段について、過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩等のような環境や健康に配慮した手段を、適切に利用する状態に変えていくための取り組み。本市では「せんだいスマート」と称して取り組んでいる。

ら

緑被率

みどり（樹林地、草地、農耕地、水面）に覆われた土地の面積の割合のこと。

緑化計画制度

事業者による緑化の取り組みを促進するため、「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、一定規模以上の開発や建築を行う事業者に対し、敷地内における緑化についての計画書の提出や、市長の認定を受けることを義務づけた制度。

英数字

ピーシービー

B C P (Business Continuity Plan: 事業継続計画)

災害等の緊急事態が発生した際に、企業が被害を抑えて事業を続けるため、緊急事態の際の対応について事前に定めておく計画。

ボーサイーテック
BOSAI-TECH

防災とテクノロジーを組み合わせた造語。本市では防災×テクノロジー×ビジネスを融合した防災課題に対する新たな解決策を継続的に生み出す取り組みとして、BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業を実施している。

シーシーエス
C C S (Carbon dioxide Capture and Storage)

工場や発電所等から排出される二酸化炭素を大気中に放出する前に、回収して地下に埋めて隔離する方法のこと。

シーディーピー
C D P

英国に本部を置く非営利団体が世界の先進企業等に対して質問状を送付し、地球温暖化対策や温室効果ガス排出量等について公表を求める取り組み。企業からの回答内容やその評価結果は、機関投資家にとって重要な指標の一つとなっている。

コップ
COP (Conference of the Parties : 条約締約国会議)

本計画においては「気候変動枠組条約」の締約国により温室効果ガス削減策等を協議する会議を指す。

イーエスジー
ESG 投資

「環境 (Environment) ・ 「社会 (Social) ・ 「企業統治 (Governance) 」に対する企業の取り組みを重視する投資方法。環境では地球温暖化対策や生物多様性の保全、社会では人権への対応や地域貢献活動、企業統治では法令遵守や情報開示などが重視される。

アイシーティー
I C T (Information and Communication Technology)

「情報通信技術」と訳され、情報・通信に関連する技術一般の総称。「IT (Information Technology)」とほぼ同義である。

アイオーティー
I o T (Internet of Things)

「モノのインターネット」のことで、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値が生み出される。

アイピーシーシー
I P C C (Intergovernmental Panel on Climate Change : 国連気候変動に関する政府間パネル)

UNEP (国連環境計画) と WMO (世界気象機関) が共同で 1988 年 (昭和 63 年) 11 月に設置した機関。気候変動に関する科学的な知見や環境影響評価、今後の対策の在り方について検討を進め、国際的な対策を進展させるための基礎となる情報を集積し、公表している。

J-クレジット制度

企業や自治体等の、省エネルギー機器の導入や森林管理などによる温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。「クレジット」を生み出す側は売却等で利益を得られ、「クレジット」を購入する側も、購入によって省エネ活動への協力ができる。

エルシーシーエム
L C C M (Life Cycle Carbon Minus) 住宅

住宅の建設・運用・廃棄時においてできるだけ二酸化炭素の低減に取り組むことに加え、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用により、ライフサイクル全体での二酸化炭素収支をマイナスにすることを目指した住宅。

マース
MaaS (Mobility as a Service)

地域住民や旅行者の移動に関するニーズに対応して、目的地までのルートや移動手段、飲食店・イベント等の検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

アールイー
R E 100 (Renewable Energy 100 %)

企業等が自らの事業活動における使用電力を 100 % 再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的な取り組み。

エスビーティー
S B T (Science Based Target)

温室効果ガス削減目標の指標の一つ。パリ協定で採択された「世界の平均気温を産業革命前と比べて 2℃以下に抑える」という目標の達成に必要な水準を満たす目標に取り組む企業を認定する国際的な制度であり、「企業版 2℃目標」とも言われる。

^{エスディージーズ}
S D G s (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた、令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標。持続可能な社会を実現するため、「誰一人取り残さない」を理念とし、地球規模の課題である貧困や飢餓、エネルギー、気候変動等に関する17のゴール(目標)と169のターゲットを掲げている。

^{ゼブ}
ZEB (Net Zero Energy Building)

^{ゼッチ}
ZEH (Net Zero Energy House)

快適な室内環境を保ちながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物または住宅。国は、ZEBやZEHの実現・普及に向けて、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented(『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented)の4段階の区分を設けている。

^{スリーイー}
3 E

消費エネルギーの少ないライフスタイルを実践する「省エネ」、再生可能エネルギー等を利用し、自らエネルギーを創り出す「創エネ」、災害時等に備え、エネルギーを蓄える仕組みを取り入れる「蓄エネ」という、エネルギーに関する3つの行動を表す言葉。

^{スリーアール}
3 R

廃棄物の「リデュース(Reduce:発生抑制)」、「リユース(Reuse:再利用)」、「リサイクル(Recycle:再生利用)」という、ごみの減量・リサイクルに関する3つの行動を表す言葉。環境負荷の低減に向けては、リデュース、リユース、リサイクルの順に進めることが重要とされている。

令和元年十月二十三日
仙台市条例第十二号

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 地球温暖化対策等の推進

第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画 （第八条）

第二節 地球温暖化の防止

第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等 （第九条—第十五条）

第二款 建築物における太陽光発電設備の設 置等の推進（第十六条—第三十条）

第三款 地球温暖化の防止に資する各種の取 組（第三十一条—第四十条）

第三節 気候変動適応（第四十一条）

第三章 雑則（第四十二条—第四十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地球温暖化対策等の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等を推進するために必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 地球温暖化対策等 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保

全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。第四十六条において同じ。）及び気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。以下同じ。）に関する施策をいう。

三 温室効果ガス 法第二条第三項各号に掲げる物質をいう。

四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。

五 特定事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 本市の区域内に、年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者

ロ 本市の区域内に、年度における事業活動に伴う温室効果ガスのいずれかの物質（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。）の排出の量が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者（イに掲げる者を除く。）

ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業を経営する者で、使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第三十四条第一項において同じ。）（市長が定めるものに限る。）

の総数が当該年度の前年度の末日において市長が定める台数以上であるもの

六 市民等 市内に居住し、又は滞在する者という。

(基本理念)

第三条 地球温暖化対策等の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこと
- 二 杜の都の良好な環境を将来の世代の市民へ継承することを目指すこと
- 三 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- 四 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

(市の責務)

第四条 市は、前条の基本理念（第七条において「基本理念」という。）にのっとり、地球温暖化対策等を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、その事務及び事業に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、地球温暖化対策等について、事業者及び市民等の関心と理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携し、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する国際協力を推進するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、地球温暖化の防止及び気候変動適応について、その従業者の関心と理解を深めるため、啓発を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第六条 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変

動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

(協働による取組)

第七条 市、事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、協働による地球温暖化の防止及び気候変動適応に取り組むものとする。

第二章 地球温暖化対策等の推進

第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画

第八条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 推進計画の目標
- 三 法第二十一条第三項各号に掲げる事項
- 四 気候変動適応に関し市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境基本条例（平成八年仙台市条例第三号）第三十条第一項の仙台市環境審議会（第七項において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

- 5 市長は、必要があると認めるときは、推進計画を変更するものとする。

- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による推進計画の変更について準用する。

- 7 市長は、推進計画の実施状況について、毎年度、審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

第二節 地球温暖化の防止

第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等

(事業者温室効果ガス削減指針)

第九条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資するため、事業者がその事業活動において温室効果ガスの排出の量を削減するために講ずべき措置に関する指針（以下「事業者温室効果ガス削減指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、事業者温室効果ガス削減指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(事業者温室効果ガス削減計画書の提出)

第十条 特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間（特定年度（令和二年度及び同年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。）の初日から同日から起算して三年を経過する日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該計画期間におけるその事業活動（第二条第五号イに該当する特定事業者にあつては本市の区域内に設置される同号イの事業所におけるもの、同号ロに該当する特定事業者にあつては本市の区域内に設置される同号ロの事業所におけるものに限る。以下この款において同じ。）に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者温室効果ガス削減計画書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、事業者が計画期間の途中において特定事業者となったときは、特定事業者となった年度前の年度におけるその事業活動に関する事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、及び提出することを要しない。

2 事業者温室効果ガス削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 事業者温室効果ガス削減計画書を提出する年度の前年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標

四 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容

五 前号の措置を推進するための体制

六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

4 第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、当該事業者温室効果ガス削減計画に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書を市長に提出しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による事業者温室効果ガス削減計画書の提出について準用する。
(事業者温室効果ガス削減報告書の提出)

第十一条 計画書提出特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間の各年度について、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事業者温室効果ガス削減報告書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない。

一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

二 前条第二項第三号の目標を達成するために実施した措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

(事業者温室効果ガス削減報告書の評価)

第十二条 市長は、前条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書（計画期間の最後の年度に係るものに限る。）が提出されたときは、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該事業者温室効果ガス削減報告書について評価を行

うものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行ったときは、当該評価に係る計画書提出特定事業者に対し、速やかに、当該評価の結果を通知するものとする。
- 3 市長は、第一項の評価の結果が優良であると認める計画書提出特定事業者について、速やかに、その旨を公表するものとする。

(表彰)

第十三条 市長は、前条第一項の評価の結果が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰することができる。

(助言)

第十四条 市長は、計画書提出特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が効果的に行われるよう、当該計画書提出特定事業者に対し、必要な助言をすることができる。

(一般事業者の事業者温室効果ガス削減計画書の提出等)

第十五条 特定事業者以外の事業者(次項において「一般事業者」という。)は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該計画期間の各年度について、事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

- 2 第十条(第一項を除く。)から前条までの規定は、一般事業者が前項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、規則で定める。

第二款 建築物における太陽光発電設備の設置等の推進

(建築主等の責務)

第十六条 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)を新築し、増築し、又は改築しようとする者(第二十二条及び第二十六条において「建築主」という。)及び建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者(次条において「建設請負事業者」という。)は、当該建築物について、太陽光を電気に変換する

設備(以下「太陽光発電設備」という。)の設置、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(中小規模特定建築物における太陽光発電設備の設置)

第十七条 特定建築事業者(建設請負事業者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者(以下この項及び第二十一条においてこれらを「建築事業者」という。)であって、年度において本市の区域内に、新たに建設し、又は新築する市長が定める規模未満の建築物(当該年度において、建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の規定による確認済証(建築物の計画の変更に係るものを除く。)の交付を受けたものであって、当該建築事業者が自らその工事を行うものに限る。市長が定める種類ものを除く。以下「中小規模特定建築物」という。)の延べ面積の合計が市長が定める値以上であるものをいう。以下同じ。)は、当該中小規模特定建築物又はその敷地において、出力の合計が市長が定める基準に適合するよう太陽光発電設備を設置しなければならない。

- 2 特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物又はその敷地において、出力の合計が市長が定める誘導基準(太陽光発電設備の設置の促進のために誘導すべき基準をいう。第二十二条第二項において同じ。)に適合するよう太陽光発電設備の設置に努めるものとする。

- 3 特定建築事業者は、太陽光発電設備の設置に代えて、これと同等の措置として市長が定めるものを講ずることができる。この場合において、当該措置を講じた特定建築事業者については、第一項の基準に適合しているものとみなして、この条例の規定を適用する。

(中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の遵守)

第十八条 特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性

能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

- 2 特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能誘導基準（省エネルギー性能の向上の促進のために誘導すべき基準をいう。第二十三条第二項において同じ。）に適合するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（太陽光発電設備設置等報告書の提出）

第十九条 特定建築事業者は、年度ごとに、次項各号に掲げる事項を記載した報告書（以下「太陽光発電設備設置等報告書」という。）を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 太陽光発電設備設置等報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定建築事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 本市の区域内に新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計
 - 三 第十七条第一項の基準に対する適合状況
 - 四 第十七条第三項の措置を講ずる場合にあっては、当該措置の実施状況
 - 五 前条第一項の省エネルギー性能基準に対する適合状況
 - 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 市長は、第一項の規定により太陽光発電設備設置等報告書が提出されたときは、次条の評価を行った上で、速やかに、その概要を公表するものとする。

（太陽光発電設備設置等報告書の評価）

第二十条 市長は、前条第一項の規定により太陽光発電設備設置等報告書が提出されたときは、市長が定めるところにより、当該太陽光発電設備設置等報告書について評価を行うものとする。

（一般建築事業者等の太陽光発電設備設置等報告書の提出等）

第二十一条 特定建築事業者以外の建築事業者そ

の他市長が認める者（次項において「一般建築事業者等」という。）は、太陽光発電設備設置等報告書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

- 2 前二条（第十九条一項を除く。）及び第二十七条から第二十九条までの規定は、一般建築事業者等が前項の規定により太陽光発電設備設置等報告書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（大規模特定建築物における太陽光発電設備の設置）

第二十二条 市長が定める規模以上の建築物（市長が定める種類の建築物を除く。以下「大規模特定建築物」という。）の建築主（以下「特定建築主」という。）は、当該大規模特定建築物又はその敷地において、市長が定める基準に適合するよう太陽光発電設備を設置しなければならない。

- 2 特定建築主は、当該大規模特定建築物又はその敷地において、市長が定める誘導基準に適合するよう太陽光発電設備の設置に努めるものとする。
- 3 特定建築主は、太陽光発電設備の設置に代えて、これと同等の措置として市長が定めるものを講ずることができる。この場合において、当該措置を講じた特定建築主については、第一項の基準に適合しているものとみなして、この条例の規定を適用する。

（大規模特定建築物における省エネルギー性能基準の遵守）

第二十三条 特定建築主は、当該大規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

- 2 特定建築主は、当該大規模特定建築物について、市長が定める省エネルギー性能誘導基準に適合するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（太陽光発電設備設置等計画書の提出）

第二十四条 特定建築主は、次項各号に掲げる事項を記載した計画書（以下「太陽光発電設備設

置等計画書」という。)を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 太陽光発電設備設置等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 大規模特定建築物の名称及び所在地
 - 三 大規模特定建築物の概要
 - 四 第二十二条第一項の基準に対する適合状況
 - 五 第二十二条第三項の措置を講ずる場合にあつては、当該措置の内容
 - 六 前条第一項の省エネルギー性能基準に対する適合状況
 - 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書が提出されたときは、次条の評価を行った上で、速やかに、その概要を公表するものとする。
- 4 第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書を提出した特定建築主(以下「計画書提出特定建築主」という。)は、当該大規模特定建築物に係る工事が完了するまでの間、第二項第三号から第六号までに掲げる事項について変更しようとするときは、その旨を記載した届出書(以下「計画変更届」という。)により、市長が定める期日までに市長に届け出なければならない。
- 5 計画書提出特定建築主は、当該大規模特定建築物に係る工事が完了するまでの間、第二項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項について変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 計画書提出特定建築主は、当該大規模特定建築物に係る工事が完了したとき又は工事を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 7 第三項の規定は第四項の規定による届出について、第三項の規定(評価に係る部分を除く。)は前二項の規定による届出について、そ

れぞれ準用する。

(太陽光発電設備設置等計画書等の評価)

第二十五条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものについて、市長が定めるところにより、評価を行うものとする。

- 一 前条第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書が提出されたとき 当該太陽光発電設備設置等計画書
- 二 前条第四項の規定により計画変更届の届出があつたとき 当該計画変更届

(一般建築主等の太陽光発電設備設置等計画書の提出等)

第二十六条 特定建築主以外の建築主その他市長が認める者(次項において「一般建築主等」という。)は、太陽光発電設備設置等計画書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

2 前二条(第二十四条第一項を除く。)及び次条から第二十九条までの規定は、一般建築主等が前項の規定により太陽光発電設備設置等計画書を提出する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(太陽光発電設備の設置の際の遵守事項)

第二十七条 市長は、太陽光発電設備を設置しようとする特定建築事業者及び特定建築主に対し、市民及び事業者が安全に、かつ、安心して太陽光発電設備を利用できるよう、市長が定める事項を遵守するよう求めるものとする。

(表彰)

第二十八条 市長は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その者を表彰することができる。

- 一 太陽光発電設備設置等報告書を提出した特定建築事業者(次条において「報告書提出特定建築事業者」という。) 第二十条の評価の結果が特に優良であると認められる場合
- 二 計画書提出特定建築主又は計画変更届の届出をした計画書提出特定建築主(次条において「計画変更届出特定建築主」とい

う。) 第二十五条の評価の結果が特に優良であると認められる場合

(指導及び助言)

第二十九条 市長は、太陽光発電設備の設置、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置が講じられるよう、報告書提出特定建築事業者、計画書提出特定建築主及び計画変更届出特定建築主(第四十二条及び第四十三条において「報告書提出特定建築事業者等」という。)に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(太陽光発電設備の再使用及び再生利用)

第三十条 中小規模特定建築物若しくはその敷地又は大規模特定建築物若しくはその敷地に設置した太陽光発電設備を撤去しようとする者は、使用済みとなる太陽光発電設備について、再使用及び再生利用に努めなければならない。

2 市は、前項の再使用及び再生利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

第三款 地球温暖化の防止に資する各種の取組

(エネルギーの使用の合理化)

第三十一条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(設備等の使用の方法)

第三十二条 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

2 市民等は、その日常生活において使用する物品について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

(環境物品等の選択)

第三十三条 事業者及び市民等は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をできる限り選択するよう努めなければならない。

(公共交通機関の利用の推進等)

第三十四条 事業者は、その事業活動及びその従

業者の通勤において、自動車等(自動車及び道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。次項及び次条において同じ。)

の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民等は、自動車等の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩により移動するよう努めなければならない。

(自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第三十五条 自動車等を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入するよう努めなければならない。

2 自動車等を運転し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、当該自動車等を適切に運転し、又は整備するよう努めなければならない。

(再生可能エネルギーの優先的な利用)

第三十六条 事業者及び市民等は、再生可能エネルギーを優先的に利用するよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第三十七条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第三十八条 森林を所有し、又は管理する者は、森林による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、その森林を適切に保全し、及び整備するよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第三十九条 土地又は建築物を所有し、又は管理する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その土地又は建築物に係る緑化の推進に努めなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 市は、事業者及び市民等が行う地球温暖化の防止に資する各種の取組を促進するため、

情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 気候変動適応

第四十一条 市は、地域の特性を踏まえ、気候の変動による影響に係る被害の最小化及び回避並びに気候の変動による影響の効果的な活用の両面から気候変動適応に関する施策を推進するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。
- 3 市民等は、その日常生活に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識の習得に努めなければならない。

第三章 雑則

(報告の徴収等)

第四十二条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、計画書提出特定事業者、報告書提出特定建築事業者等その他の関係者に対し、この条例に基づく必要な措置の実施状況その他の必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第四十三条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、計画書提出特定事業者、報告書提出特定建築事業者等その他の関係者の同意を得て、当該者に係る事業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第四十四条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 第十条第一項若しくは第四項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減計画書を提出

せず、第十一条第一項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減報告書を提出せず、第十九条第一項の規定に違反して太陽光発電設備設置等報告書を提出せず、第二十四条第一項の規定に違反して太陽光発電設備設置等計画書を提出せず、又は同条第四項の規定に違反して計画変更届の届出をしなかった者

- 二 事業者温室効果ガス削減計画書、事業者温室効果ガス削減報告書、太陽光発電設備設置等報告書、太陽光発電設備設置等計画書又は計画変更届に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第十九条第一項の規定による提出、第二十四条第一項の規定による提出又は同条第四項の規定による届出があった場合において、当該提出又は届出に係る中小規模特定建築物又は大規模特定建築物における太陽光発電設備の設置状況又は省エネルギー性能の状況が、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項に定める基準に照らして著しく不十分であると認められ、かつ、正当な理由なく第二十九条の指導又は助言に従わない者
- 四 正当な理由なく第二十七条の規定による求めに応じない者
- 五 第四十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表)

第四十五条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 公表の原因となる事実
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(電気事業者等の協力)

第四十六条 市長は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者及びガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者（本市の区域内にエネルギーを供給しているものに限る。）に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の提供を求めることができる。

(委任)

第四十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令五、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令八、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。
ただし、第二条第五号ロ及び第十五条第一項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十六条の規定は、この条例の施行の日前に建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知が行われた建築物については、適用しない。

(検討)

- 3 市長は、建築物における太陽光発電設備の設置等の推進に係る国の施策の動向、本市における施策の実施状況等を勘案し、この条例による改正後の仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(1) 計画策定時の審議経過

年月日	事項	内容
令和元年7月8日	令和元年度 第2回仙台市環境審議会	○「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について（諮問） ○検討部会の設置について
令和2年1月9日	第1回 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会	○「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」における取り組みの評価等について ○次期計画における温室効果ガス排出量等の推計について
令和2年3月18日	第2回 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会	○次期仙台市地球温暖化対策推進計画の構成について ○次期計画における目標及び施策の方向性について
令和2年6月3日	第3回 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会	○次期仙台市地球温暖化対策推進計画について
令和2年7月2日	第4回 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会	○仙台市地球温暖化対策推進計画中間案（素案）について
令和2年7月27日	令和2年度 第2回仙台市環境審議会	○仙台市地球温暖化対策推進計画中間案（案）について
令和2年9月1日～ 令和2年10月6日	パブリックコメント	○説明会参加人数 189名 （杜の都環境プラン、一般廃棄物処理基本計画とあわせて実施）
令和2年9月7日～ 令和2年9月15日	説明会（各区・宮城地区・ 秋保地区 計8回）	○意見提出者数 36名 ○意見数 59件
令和2年10月30日	第5回 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会	○仙台市地球温暖化対策推進計画答申案（素案）について
令和2年12月1日	令和2年度 第3回仙台市環境審議会	○仙台市地球温暖化対策推進計画答申（素案）について
令和3年1月7日	令和2年度 第4回仙台市環境審議会	○仙台市地球温暖化対策推進計画答申案について
令和3年1月14日	答申	○仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について仙台市環境審議会から市長へ答申
令和3年3月17日	決定	○仙台市地球温暖化対策推進計画の決定

(2) 令和5年度計画改定時の審議経過

年月日	事項	内容
令和4年12月2日	令和4年度 第2回仙台市環境審議会	○「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について(諮問) ○検討部会の設置について
令和5年1月31日	第1回 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会	○仙台市地球温暖化対策推進計画の目標及び施策等の検討
令和5年3月27日	第2回 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会	○仙台市地球温暖化対策推進計画の目標及び施策等の検討
令和5年4月27日	令和5年度 第1回仙台市環境審議会	○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会における検討状況について
令和5年7月5日	第3回 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定検討部会	○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定中間案(素案)について
令和5年8月8日	令和5年度 第2回仙台市環境審議会	○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定中間案(案)について
令和5年10月2日～ 令和5年10月31日	パブリックコメント	○説明会参加人数 24名 (杜の都環境プランとあわせて実施)
令和5年10月14日	説明会	○意見提出者数 29名 ○意見数 96件
令和5年12月7日	令和5年度 第3回仙台市環境審議会	○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定答申案について
令和6年1月5日	答申	○仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について仙台市環境審議会から市長へ答申
令和6年3月18日	決定	○仙台市地球温暖化対策推進計画(改定版)の決定

(3) 令和7年度計画改定時の審議経過

年月日	事項	内容
令和7年6月6日	令和7年度 第1回仙台市環境審議会	○「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」 及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」の 改定について(諮問) ○「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」 等の間評価及び一部見直しについて
令和7年8月5日	令和7年度 第2回仙台市環境審議会	○「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」 等の改定中間案(案)について
令和7年9月29日～ 令和7年10月31日	パブリックコメント	○説明会参加人数 29名 (杜の都環境プラン、一般廃棄物処理 基本計画とあわせて実施) ○意見提出者数 14名 ○意見数 44件
令和7年10月19日	説明会	
令和7年12月24日	令和7年度 第3回仙台市環境審議会	○「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」 等の答申(案)について
令和8年1月6日	答申	○仙台市地球温暖化対策推進計画の 改定について仙台市環境審議会から 市長へ答申
令和8年3月17日	決定	○仙台市地球温暖化対策推進計画(改定版) の決定

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属・職名
	渥美 綾子	東北福祉大学健康科学部保健看護学科 准教授 (公衆衛生看護学)
	池田 真	東北運輸局 交通政策部長
臨時委員	石原 英喜	住まいと環境 東北フォーラム 理事
	有働 恵子	東北大学大学院工学研究科 教授 (水工学)
	大越 和加	東北大学大学院農学研究科 教授 (生物海洋学)
	太田 貴	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 事務局次長
	大西 憲三	仙台市連合町内会長会 会長
会長	風間 聡	東北大学大学院工学研究科 教授 (水環境学)
	木野 正登	東北経済産業局 資源エネルギー環境部長
	ごうこ 正太郎	市議会議員
副会長	駒井 武	東北大学 名誉教授 (エネルギー資源学)
	近藤 祐一郎	東北工業大学工学部都市マネジメント学科 教授 (環境教育学)
	齋藤 裕美	公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 理事
	齋藤 優子	東北大学大学院環境科学研究科 教授 (資源循環政策学・環境社会システム)
	佐々木 真由美	市議会議員
	末永 仁一	宮城県 環境生活部長
	菅澤 敬子	一般社団法人みやぎ工業会 (共進機材株式会社 代表取締役)
臨時委員	高木 理恵	東北工業大学ライフデザイン学部 准教授 (建築環境工学)
副会長	高山 秀樹	仙台商工会議所 専務理事・事務局長
	佃 悠	東北大学大学院工学研究科 准教授 (建築計画学)
	鶴見 聡志	仙台弁護士会
	鳥羽 妙	尚絅学院大学総合人間科学系理工・自然部門 教授 (森林水文学)
	中谷 友樹	東北大学大学院環境科学研究科 教授 (地理学)
	西澤 啓文	市議会議員
	東岡 礼治	環境省 東北地方環境事務所長
	谷田貝 泰子	特定非営利活動法人水・環境ネット東北 事務局長
	山田 一裕	東北工業大学工学部環境応用化学課程 教授 (環境生態工学)
	鈴木 公至	仙台市連合町内会長会 会長
	中島 尚子	環境省 東北地方環境事務所長

※計画の改定に係る諮問から答申までの期間(令和7年6月6日から令和8年1月6日)に委嘱していた委員を記載

※太枠内の委員は、答申時点で委嘱していた委員